

令和 5 年 度

水 質 検 査 計 画

鯨ヶ沢町水道事業

鯨 ヶ 沢 町

鯉ヶ沢町水道課では、皆様に安全でおいしい水道水をお届けするために、毎月行っている水質検査の結果を踏まえ、計画的に検査を行うため水質検査計画を策定いたしました。

《水質検査計画とは》

水質検査計画は、水道水が水質基準に適合し安全であることを保障するために不可欠であり、水質管理を行う上で重要なものです。

水質検査計画とは、適正な水質管理を行うために水質検査項目や検査回数を定めたものです。

《水質検査計画の内容》

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
4. 採水場所
5. 水質検査項目
6. 水質検査方法
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査の自己／委託の区分
9. 水質検査計画及び検査結果の公表
10. その他の留意事項

1. 【基本方針】

- (1) 採水場所は水質基準が適用される給水栓（蛇口）より採水し、また原水も水質確認のため検査します。
- (2) 検査項目は水道法で定められている基準項目（51項目）の他に、原水においては、クリプトスポリジウムやジアルジア関連の指標菌について検査します。
- (3) 検査回数は、水道法及び当町の過去の検査結果に基づき、項目に応じて頻度を設定し検査を実施します。

2. 【鱒ヶ沢町水道事業の概要】

(1) 給水状況

令和3年度の鱒ヶ沢町水道事業の給水状況は以下のとおりです。

事業の名称	旧上水道地区	旧鱒ヶ沢地区 簡易水道	旧芦菴地区 簡易水道	旧種里地区 簡易水道
給水区域	鱒ヶ沢地区・舞戸地区・赤石地区・日照田地区	長平地区・山田野地区・鳴沢地区・中村地区	芦菴地区・小ノ畑地区・松代地区	種里地区
給水人口	4,969人	1,889人	177人	138人
普及率	95.3%	79.8%	69.7%	75.4%
給水戸数	1,890戸	682戸	72戸	55戸
年間給水量	776,937 m ³	269,985 m ³	45,203 m ³	13,574 m ³
一日最大給水量	3,138 m ³	839 m ³	188 m ³	61 m ³
一日平均給水量	2,128 m ³	739 m ³	123 m ³	37 m ³

(2) 浄水施設の状況

- ① 鱒ヶ沢町水道事業（旧上水道地区）の浄水場は1か所です。地下水を水源とし処理したのち、大和田配水池及び赤石配水池に送水し給水しています。
- ② 鱒ヶ沢町水道事業（旧鱒ヶ沢地区簡易水道）の浄水場は1か所です。地下水を水源とし処理したのち、長平・中村・鳴沢・山田野の各配水池に送水し給水しています。

- ③ 鱒ヶ沢町水道事業（旧芦菴地区簡易水道）の浄水場は1か所です。表流水を水源とし処理したのち芦菴地区に給水し、また松代配水池に送水し給水しています。
- ④ 鱒ヶ沢町水道事業（旧種里地区簡易水道）の浄水場は1か所です。地下水を水源とし、処理したのち種里配水池に送水し給水しています。

浄水施設の概要は以下のとおりです。

浄水場名	鱒ヶ沢町浄水場	長平浄水場	芦菴浄水場	種里浄水場
所在地	赤石町字川原地 77-23	長平町字甲音羽 山 251	芦菴町字下雲母 坂 100	種里町字大柳 132-2
原水の種類	地下水	地下水	表流水	地下水
給水能力	6,000 m ³ /日	1,870 m ³ /日	169 m ³ /日	94 m ³ /日
処理方法	前塩素・薬品沈殿・急速ろ過	前塩素・急速ろ過	膜処理	前塩素・急速ろ過
使用薬品	<u>凝集剤</u> ：ポリ塩化アルミニウム <u>消毒剤</u> ：次亜塩素酸ナトリウム	<u>凝集剤</u> ：ポリ塩化アルミニウム <u>消毒剤</u> ：次亜塩素酸ナトリウム	<u>消毒剤</u> ：次亜塩素酸ナトリウム	<u>凝集剤</u> ：ポリ塩化アルミニウム <u>消毒剤</u> ：次亜塩素酸ナトリウム

3. 【水源状況並びに原水及び浄水の水質状況】

(1) 鱒ヶ沢町水道事業（旧上水道地区）

旧上水道の水源は、赤石川流域の水田地帯に位置し隣接地ではアユの養殖やサケのふ化場もあり、同じ地下水を利用していますので、水量的には十分と思われます。

また、水質は鉄、マンガン、臭気、濁度、色度が高いが年間を通して一定しています。これらを処理する浄水設備を有しており処理水質も安定しています。

(2) 鱒ヶ沢町水道事業（旧鱒ヶ沢地区簡易水道）

旧鱒ヶ沢地区簡易水道は長平浄水場と鳴沢浄水場がありますが、現在鳴沢浄水場は予備として休止しています。長平浄水場の水源は、岩木山麓の地下水を利用しています。

また、水質は地下水のため年間を通して一定した水質であります、鉄やマンガン、色度が高いため浄水設備を有しており年間を通して安定した処理が行われています。

(3) 鱒ヶ沢町水道事業（旧芦菴地区簡易水道）

旧芦菴地区簡易水道は岩木山麓を水源とする白沢川の表流水を水源としており付近及び上流に有害物質を排出する施設はありませんが、季節により水量が少なく農業用水との調整に不安があります。

また、降雨時に高濁度となり鉄、マンガン、及びマンガンに由来する色度の処理が必要です。このため、浄水設備を有しており安定した処理が行われています

(4) 鱒ヶ沢町水道事業（旧種里地区簡易水道）

旧種里地区簡易水道の水源は、赤石川流域の水田地帯に位置し、地下水を取水しています。水量は季節により降雨などの影響を受けて変動します。

また、地下水ですので年間を通して安定しており、鉄、濁度対策としての浄水設備を有しています。そして、上流に数個の集落があることから、クリプトスポリジウム等の原虫対策の監視が必要です。

4. 【採水場所】

採水場所としては、配水池系統ごとに各1か所ずつ選定し、給水栓（蛇口）で採水します。

5. 【水質検査項目及び検査回数】

(1) 鯉ヶ沢町水道事業（旧上水道地区）

① 検査項目

検査項目については、水質検査表 1 に基づいて実施します。

② 検査回数

法令により検査回数は定められていますが、過去の検査結果の状況により回数を決定（基本頻度又は減ずる）することができます。

●表 1 の検査項目が色つきの項目については、検査回数を減ずることや省略できないため、基本頻度及び年 1 回の検査とします。

●表 1 の検査回数が色つきの項目については、注意監視（安全確認のため検査を行います）。

●毎日行う検査項目（色、濁り、残留塩素）の確認は、職員により毎日の点検時に行います。

③ 原水の水質検査

原水の水質検査については、安全確認のため年 1 回実施いたします。検査項目については、表 1 の番号部分が色つきの項目について、検査を行います。

また、クリプトスポリジウム等監視のため、3 ヶ月に 1 回指標菌の検査を行い、過去に指標菌が検出された原水についてはクリプトスポリジウム等の検査を実施いたします。

水質検査表 1

(旧上水道事業)

NO.	水質検査項目	基準値 mg/L 以下	検査頻度	検査回数 (回/年)		設定理由	備考
				大和田	赤石		
1	一般細菌	100 以下	1 回/月	12	12	A	
2	大腸菌	不検出	1 回/月	12	12	A	
3	カドミウム及びその化合物	0.003	1 回/3 年	0	0	C	
4	水銀及びその化合物	0.0005	1 回/3 年	0	0	C	
5	セレン及びその化合物	0.01	1 回/3 年	0	0	C	
6	鉛及びその化合物	0.01	1 回/3 年	0	0	C	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	1 回/3 年	0	0	C	
8	六価クロム化合物	0.02	1 回/3 年	0	0	C	
9	亜硝酸態窒素	0.04	1 回/年	1	0	A	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	1 回/3 月	2	2	A	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1 回/年	1	0	A	
12	フッ素及びその化合物	0.8	1 回/3 年	0	0	C	
13	ホウ素及びその化合物	1.0	1 回/3 年	0	0	C	
14	四塩化炭素	0.002	1 回/3 年	0	0	C	
15	1,4-ジオキサン	0.05	1 回/3 年	0	0	C	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	1 回/3 年	0	0	C	
17	ジクロロメタン	0.02	1 回/3 年	0	0	C	
18	テトラクロロエチレン	0.01	1 回/3 年	0	0	C	
19	トリクロロエチレン	0.01	1 回/3 年	0	0	C	
20	ベンゼン	0.01	1 回/3 年	0	0	C	
21	塩素酸	0.6	1 回/3 月	2	2	A	
22	クロロ酢酸	0.02	1 回/3 月	2	2	A	
23	クロロホルム	0.06	1 回/3 月	2	2	A	
24	ジクロロ酢酸	0.03	1 回/3 月	2	2	A	
25	ジブロモクロロメタン	0.1	1 回/3 月	2	2	A	
26	臭素酸	0.01	1 回/3 月	2	2	A	

27	総トリハロメタン	0.1	1回/3月	2	2	A	
28	トリクロロ酢酸	0.03	1回/3月	2	2	A	
29	ブロモジクロロメタン	0.03	1回/3月	2	2	A	
30	ブロモホルム	0.09	1回/3月	2	2	A	
31	ホルムアルデヒド	0.08	1回/3月	2	2	A	
32	亜鉛及びその化合物	1.0	1回/3年	0	0	C	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	1回/3月	2	2	D	
34	鉄及びその化合物	0.3	1回/3年	0	0	C	
35	銅及びその化合物	1.0	1回/3年	0	0	C	
36	ナトリウム及びその化合物	200	1回/年	1	0	D	
37	マンガン及びその化合物	0.05	1回/年	1	0	D	
38	塩化物イオン	200	1回/月	12	12	A	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	1回/3月	2	2	D	
40	蒸発残留物	500	1回/3月	2	2	D	
41	陰イオン界面活性剤	0.2	1回/3年	0	0	C	
42	ジェオスミン	0.00001	1回/年	1	0	D	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	1回/年	1	0	D	
44	非イオン界面活性剤	0.02	1回/3年	0	0	C	
45	フェノール類	0.005	1回/3年	0	0	C	
46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3	1回/月	12	12	A	
47	PH 値	5.8~8.6	1回/月	12	12	A	
48	味	異常なし	1回/月	12	12	A	
49	臭気	異常なし	1回/月	12	12	A	
50	色度	5	1回/月	12	12	A	
51	濁度	2	1回/月	12	12	A	

A：省略不可項目 B：基準値変更 C：省略可能項目 D：注意監視のため

(2) 鱒ヶ沢町水道事業（旧鱒ヶ沢地区簡易水道）

① 検査項目

検査項目については、水質検査表 2 に基づいて実施します。

② 検査回数

法令により検査回数は定められていますが、過去の検査結果の状況により回数を決定（基本頻度又は減ずる）することができます。

●表 2 の検査項目が色つきの項目については、検査回数を減ずることや省略できないため、基本頻度及び年 1 回の検査とします。

●表 2 の検査回数が色つきの項目については、注意監視（安全確認）のため検査を行います。

●毎日行う検査項目（色、濁り、残留塩素）の確認は、職員により毎日の点検時に行います。

③ 原水の水質検査

原水の水質検査については、安全確認のため年 1 回実施いたします。検査項目については、表 2 の番号部分が色つきの項目について、検査を行います。

また、クリプトスポリジウム等監視のため、3 ヶ月に 1 回指標菌の検査を行い、過去に指標菌が検出された原水についてはクリプトスポリジウム等の検査を実施いたします。

水質検査表 2

(旧鱒ヶ沢地区簡易水道)

NO.	水質検査項目	基準値 mg/L 以下	検査頻度	検査回数(回/年)				設定理由
				長平	中村	鳴沢	山田野	
1	一般細菌	100 以下	1 回/月	12	12	12	12	A
2	大腸菌	不検出	1 回/月	12	12	12	12	A
3	カドミウム及びその化合物	0.003	1 回/3 年	0	0	0	0	C
4	水銀及びその化合物	0.0005	1 回/3 年	0	0	0	0	C
5	セレン及びその化合物	0.01	1 回/3 年	0	0	0	0	C
6	鉛及びその化合物	0.01	1 回/3 年	0	0	0	0	C
7	ヒ素及びその化合物	0.01	1 回/3 月	1	1	1	1	D
8	六価クロム化合物	0.02	1 回/3 年	0	0	0	0	C
9	亜硝酸態窒素	0.04	1 回/年	1	0	0	0	A
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	1 回/3 月	1	1	1	1	A
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1 回/年	1	0	0	0	A
12	フッ素及びその化合物	0.8	1 回/3 月	1	1	1	1	D
13	ホウ素及びその化合物	1.0	1 回/3 年	0	0	0	0	C
14	四塩化炭素	0.002	1 回/3 年	0	0	0	0	C
15	1,4-ジオキサン	0.05	1 回/3 年	0	0	0	0	C
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	1 回/3 年	0	0	0	0	C
17	ジクロロメタン	0.02	1 回/3 年	0	0	0	0	C
18	テトラクロロエチレン	0.01	1 回/3 年	0	0	0	0	C
19	トリクロロエチレン	0.01	1 回/3 年	0	0	0	0	C
20	ベンゼン	0.01	1 回/3 年	0	0	0	0	C
21	塩素酸	0.6	1 回/3 月	1	1	1	1	A
22	クロロ酢酸	0.02	1 回/3 月	1	1	1	1	A
23	クロロホルム	0.06	1 回/3 月	1	1	1	1	A
24	ジクロロ酢酸	0.03	1 回/3 月	1	1	1	1	A
25	ジブromクロロメタン	0.1	1 回/3 月	1	1	1	1	A

26	臭素酸	0.01	1回/3月	1	1	1	1	A
27	総トリハロメタン	0.1	1回/3月	1	1	1	1	A
28	トリクロロ酢酸	0.03	1回/3月	1	1	1	1	A
29	ブロモジクロロメタン	0.03	1回/3月	1	1	1	1	A
30	ブロモホルム	0.09	1回/3月	1	1	1	1	A
31	ホルムアルデヒド	0.08	1回/3月	1	1	1	1	A
32	亜鉛及びその化合物	1.0	1回/3年	0	0	0	0	C
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	1回/3月	1	1	1	1	D
34	鉄及びその化合物	0.3	1回/年	1	0	0	0	D
35	銅及びその化合物	1.0	1回/3年	0	0	0	0	C
36	ナトリウム及びその化合物	200	1回/年	1	0	0	0	D
37	マンガン及びその化合物	0.05	1回/年	1	0	0	0	D
38	塩化物イオン	200	1回/月	12	12	12	12	A
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300	1回/3月	1	1	1	1	D
40	蒸発残留物	500	1回/3月	1	1	1	1	D
41	陰イオン界面活性剤	0.2	1回/3年	0	0	0	0	C
42	ジェオスミン	0.00001	1回/年	1	0	0	0	D
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	1回/年	1	0	0	0	D
44	非イオン界面活性剤	0.02	1回/3年	0	0	0	0	C
45	フェノール類	0.005	1回/3年	0	0	0	0	C
46	有機物(全有機炭素(TOC)の 量)	3	1回/月	12	12	12	12	A
47	PH 値	5.8~8.6	1回/月	12	12	12	12	A
48	味	異常なし	1回/月	12	12	12	12	A
49	臭気	異常なし	1回/月	12	12	12	12	A
50	色度	5	1回/月	12	12	12	12	A
51	濁度	2	1回/月	12	12	12	12	A

A：省略不可項目 B：基準値変更 C：省略可能項目 D：注意監視のため

(3) 鱒ヶ沢町水道事業（旧芦菴地区簡易水道）

① 検査項目

検査項目については、水質検査表**3**に基づいて実施します。

② 検査回数

法令により検査回数は定められていますが、過去の検査結果の状況により回数を決定（基本頻度又は減ずる）することができます。

●表3の検査項目が色つきの項目については、検査回数を減ずることや省略ができないため、基本頻度及び年1回の検査とします。

●表3の検査回数が色つきの項目については、注意監視（安全確認）のため検査を行います。

●毎日行う検査項目（色、濁り、残留塩素）の確認は、職員により毎日の点検時に行います。

③ 原水の水質検査

原水の水質検査については、安全確認のため年1回実施いたします。検査項目については、表**3**の番号部分が色つきの項目について、検査を行います。

また、クリプトスポリジウム等監視のため、3ヶ月に1回指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査を実施いたします。

水質検査表 3

(旧芦范地区簡易水道)

NO.	水質検査項目	基準値 mg/L 以下	検査頻度	検査回数 (回/年)		設定理由	備考
				芦范	松代		
1	一般細菌	100 以下	1 回/月	12	12	A	
2	大腸菌	不検出	1 回/月	12	12	A	
3	カドミウム及びその化合物	0.003	1 回/3 年	0	0	C	
4	水銀及びその化合物	0.0005	1 回/3 年	0	0	C	
5	セレン及びその化合物	0.01	1 回/3 年	0	0	C	
6	鉛及びその化合物	0.01	1 回/3 年	0	0	C	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	1 回/3 年	0	0	C	
8	六価クロム化合物	0.02	1 回/3 年	0	0	C	
9	亜硝酸態窒素	0.04	1 回/年	1	0	A	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	1 回/3 月	2	2	A	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1 回/年	1	0	A	
12	フッ素及びその化合物	0.8	1 回/3 年	0	0	C	
13	ホウ素及びその化合物	1.0	1 回/3 年	0	0	C	
14	四塩化炭素	0.002	1 回/3 年	0	0	C	
15	1,4-ジオキサン	0.05	1 回/3 年	0	0	C	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	1 回/3 年	0	0	C	
17	ジクロロメタン	0.02	1 回/3 年	0	0	C	
18	テトラクロロエチレン	0.01	1 回/3 年	0	0	C	
19	トリクロロエチレン	0.01	1 回/3 年	0	0	C	
20	ベンゼン	0.01	1 回/3 年	0	0	C	
21	塩素酸	0.6	1 回/3 月	2	2	A	
22	クロロ酢酸	0.02	1 回/3 月	2	2	A	
23	クロロホルム	0.06	1 回/3 月	2	2	A	
24	ジクロロ酢酸	0.03	1 回/3 月	2	2	A	
25	ジブromokロロメタン	0.1	1 回/3 月	2	2	A	
26	臭素酸	0.01	1 回/3 月	2	2	A	

27	総トリハロメタン	0.1	1回/3月	2	2	A	
28	トリクロロ酢酸	0.03	1回/3月	2	2	A	
29	ブロモジクロロメタン	0.03	1回/3月	2	2	A	
30	ブロモホルム	0.09	1回/3月	2	2	A	
31	ホルムアルデヒド	0.08	1回/3月	2	2	A	
32	亜鉛及びその化合物	1.0	1回/3年	0	0	C	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	1回/年	1	0	D	
34	鉄及びその化合物	0.3	1回/3月	2	2	D	
35	銅及びその化合物	1.0	1回/3年	0	0	C	
36	ナトリウム及びその化合物	200	1回/年	1	0	D	
37	マンガン及びその化合物	0.05	1回/年	1	0	D	
38	塩化物イオン	200	1回/月	12	12	A	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	1回/3月	2	2	D	
40	蒸発残留物	500	1回/3月	2	2	D	
41	陰イオン界面活性剤	0.2	1回/3年	0	0	C	
42	ジェオスミン	0.00001	1回/年	1	0	D	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	1回/年	1	0	D	
44	非イオン界面活性剤	0.02	1回/3年	0	0	C	
45	フェノール類	0.005	1回/3年	0	0	C	
46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3	1回/月	12	12	A	
47	PH 値	5.8~8.6	1回/月	12	12	A	
48	味	異常なし	1回/月	12	12	A	
49	臭気	異常なし	1回/月	12	12	A	
50	色度	5	1回/月	12	12	A	
51	濁度	2	1回/月	12	12	A	

A：省略不可項目 B：基準値変更 C：省略可能項目 D：注意監視のため

(4) 鱒ヶ沢町水道事業（旧種里地区簡易水道）

① 検査項目

検査項目については、水質検査表 4 に基づいて実施します。

② 検査回数

法令により検査回数は定められていますが、過去の検査結果の状況により回数を決定（基本頻度又は減ずる）することができます。

●表 4 の検査項目が色つきの項目については、検査回数を減ずることや省略ができないため基本頻度及び年 1 回の検査とします。

●表 4 の検査回数が色つきの項目については、注意監視（安全確認）のため検査を行います。

●毎日行う検査項目（色、濁り、残留塩素）の確認は、職員により毎日の点検時に行います。

③ 原水の水質検査

原水の水質検査については、安全確認のため年 1 回実施いたします。検査項目については、表 4 の番号部分が色つきの項目について、検査を行います。

また、クリプトスポリジウム等監視のため、3 ヶ月に 1 回指標菌の検査を実施いたします。

水質検査表 4

(旧種里地区簡易水道)

NO.	水質検査項目	基準値 mg/L 以下	検査頻度	検査回数	設定理由	備考
				種里		
1	一般細菌	100 以下	1 回/月	12	A	
2	大腸菌	不検出	1 回/月	12	A	
3	カドミウム及びその化合物	0.003	1 回/3 年	0	C	
4	水銀及びその化合物	0.0005	1 回/3 年	0	C	
5	セレン及びその化合物	0.01	1 回/3 年	0	C	
6	鉛及びその化合物	0.01	1 回/3 年	0	C	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	1 回/3 年	0	C	
8	六価クロム化合物	0.02	1 回/3 年	0	C	
9	亜硝酸態窒素	0.04	1 回/年	1	A	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	1 回/月	4	A	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1 回/3 年	1	A	
12	フッ素及びその化合物	0.8	1 回/3 年	0	C	
13	ホウ素及びその化合物	1.0	1 回/3 年	0	C	
14	四塩化炭素	0.002	1 回/3 年	0	C	
15	1,4-ジオキサン	0.05	1 回/3 年	0	C	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	1 回/3 年	0	C	
17	ジクロロメタン	0.02	1 回/3 年	0	C	
18	テトラクロロエチレン	0.01	1 回/3 年	0	C	
19	トリクロロエチレン	0.01	1 回/3 年	0	C	
20	ベンゼン	0.01	1 回/3 年	0	C	
21	塩素酸	0.6	1 回/3 月	4	A	
22	クロロ酢酸	0.02	1 回/3 月	4	A	
23	クロロホルム	0.06	1 回/3 月	4	A	
24	ジクロロ酢酸	0.03	1 回/3 月	4	A	
25	ジブロモクロロメタン	0.1	1 回/3 月	4	A	
26	臭素酸	0.01	1 回/3 月	4	A	
27	総トリハロメタン	0.1	1 回/3 月	4	A	

28	トリクロロ酢酸	0.03	1回/3月	4	A	
29	プロモジクロロメタン	0.03	1回/3月	4	A	
30	プロモホルム	0.09	1回/3月	4	A	
31	ホルムアルデヒド	0.08	1回/3月	4	A	
32	亜鉛及びその化合物	1.0	1回/3年	0	C	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	1回/3月	4	D	
34	鉄及びその化合物	0.3	1回/年	1	D	
35	銅及びその化合物	1.0	1回/3年	0	C	
36	ナトリウム及びその化合物	200	1回/年	1	D	
37	マンガン及びその化合物	0.05	1回/年	1	D	
38	塩化物イオン	200	1回/月	12	A	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	1回/3月	4	D	
40	蒸発残留物	500	1回/3月	4	D	
41	陰イオン界面活性剤	0.2	1回/3年	0	C	
42	ジェオスミン	0.00001	1回/年	1	D	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	1回/年	1	D	
44	非イオン界面活性剤	0.02	1回/3年	0	C	
45	フェノール類	0.005	1回/3年	0	C	
46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3	1回/月	12	A	
47	PH値	5.8~8.6	1回/月	12	A	
48	味	異常なし	1回/月	12	A	
49	臭気	異常なし	1回/月	12	A	
50	色度	5	1回/月	12	A	
51	濁度	2	1回/月	12	A	

A：省略不可項目 B：基準値変更 C：省略可能項目 D：注意監視のため

6. 【水質検査方法】

水質検査は、厚生労働省により厚生労働大臣の登録を受けた者に委託し、検査方法は「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」によって行います。

7. 【臨時の水質検査】

臨時の水質検査は、水道水が以下の場合により、水質基準に適合しないおそれがあるときに行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近や給水区域及びその周辺において、消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他、特に必要と認められるとき。

8. 【水質検査の自己／委託の区分】

水質検査については、本年度行う検査項目全てにおいて、試料の運搬、水質検査を厚生労働大臣登録機関に委託します。また、臨時の検査については、委託機関と協議の上速やかに検査いたします。

9. 【水質検査計画及び検査結果の公表】

水質検査計画に基づき、水質検査を行いその結果は町のホームページで公表します。また、水質検査計画についても毎年作成し公表します。

10. 【その他の留意事項】

水質検査の測定値の信頼性を確保するため、正確かつ精度の高い厚生労働省登録の検査機関に委託します。

水道水源の汚染又は、水道水が原因による水質事故が発生した場合は、関係機関と協力して対応いたします。